

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

防府市長 池田 豊

市町村名 (市町村コード)	防府市 (35206)
地域名 (地域内農業集落名)	富海 (戸田山、石原、野田、脇、朝日、新地、梶野、門前)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年6月1日、8月17日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・耕作者数378戸、市内在住236戸、平均年齢74.9歳、認定農業者等 2人(平均年齢42.5歳)
- ・耕地面積126ha、経営体面積2.1ha、集積率1.6%
- ・農振農用地内:耕地面積59ha、経営体面積2.1ha、集積率3.5%
- ・主な作物は稲作を中心に飼料用作物、果樹など幅広い作物が栽培されている。
- ・中心経営体数は3戸と限られており、1筆当たり平均農地(水田)面積が小さい。
- ・農業従事者の高齢化、農業機械の更新を契機に、農業離れが進み、担い手不足が深刻化している。
- ・富海環境保全会(活動範囲:約44ha)により共同保全活動や農道・水路の部分補修などを行っている。
- ・不作付け地、耕作放棄地が増えており、他地区に比べ遊休農地割合が高い。
- ・不在地主が多く、連絡先も不明なため、経営継承に必要な様々な取組に支障をきたしている。
- ・道路、水路、ため池等インフラが老朽化し、今後の生産活動に不安がある。
- ・門前、脇、朝日地区では有害鳥獣被害を防ぐため、金網柵(防護柵)を設置するなど被害の軽減に取り組んでいる。
- ・以前から、地域づくり活動は盛んで、多くの成果を上げている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農振農用地内の農地を農業生産の中心として集積を進める。
- ・富海地区を巡る社会環境が大きく変化していることから、幅広い担い手の参画や、地域住民の協力を得ながら、農地の有効利用を目指す。
- ・地域づくりの視点を持った農業経営組織等の設立を検討する。
- ・持続可能な農業経営に必要な基盤づくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	126 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	126 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農業振興地域を基本の区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。
- ・防府市の玄関口としての特性を生かした農地利用も視野に入れる。
- ・保全・管理等のエリアについては、地元で慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・経営を維持できない農地を中心経営体や、多様な経営体に貸し出すよう促す。 ・新規就農者や、他地域からの経営体の受け入れを積極的に進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等中心経営体に加え、多様な経営体が農地中間管理機構の事業をフル活用できるよう取り組む。また、借受農地管理等事業の活用などにより、より良い農地条件で営農を行えるよう進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・防府市の玄関口として地域の景観にも配慮し、持続可能な経営基盤の確立に向けた整備を検討し、事業化を目指す。 ・多面的機能支払交付金事業を活用し、計画的な水路や農道などの施設の長寿命化のための補修や更新に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・兼業農家等について、高齢者等周辺農家との結び付きや、具体的な活動状況等を把握し、必要に応じ受託面積の拡大を支援するなど、多様な経営体として育成する。 ・地域づくりの視点を持ち、多様な経営体も参画した農業経営組織の在り方を検討、整理し、設立を目指す。 <p>【組織のイメージ】 農地の利用調整、農業機械の共同組合、むらづくり活動、物販(直売)、体験交流等を包括した事業を行う組織等</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・保全管理水田等については、農業公社等による農作業受託や農機レンタルの利用を促進し、耕作放棄地発生の防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				